

みんな、かたる(仲間になろう・参加しよう)
みんなでかたる(語る)
そんな意味を含めました。

コープおおいたのカード

Cataro

かたる



組合員証として

- カードは、本人カードと家族カードの計3枚まで発行できます。
- 組合員本人と同一生計の家族であれば、組合員としてコープおおいたのお店をご利用になれます。
- コープおおいたが提携する地域のサービス・施設利用などにおいて、提示することで特典を受けることができます。

※割引利用施設一覧については店舗サービスカウンター、またはコープおおいたのホームページでご確認いただけます。

ポイントカードとして

コープおおいたのお店でのお買い物のご利用に応じて、ポイントが貯まります。

※一部ポイントがつかない商品もあります。
※ポイント提携店では、ご利用金額に応じてポイントが付きます。
(ポイント提携店については、ホームページでご確認ください。)



ポイントを貯める

お買い上げ200円(本体)毎に
1ポイント加算します。

お買い上げ
200円
(本体) → **1**
ポイント

更に電子マネーCataroで支払うと、
**200円(本体)ごとに
1ポイント加算!**

ポイントを使う

貯まったポイントは100ポイント=100円とし、
100ポイント単位でレジで値引きする事ができます。

100
ポイント = **100円**

貯まったポイントで
グリーンスタンプの
カタログ商品と交換できます。

小銭不要、お財布スッキリ
お支払いスピーディー

電子マネーCataro

として

あらかじめチャージしたカードでのお支払いなので、
レジで小銭を探す手間がありません。

- 入金金は1,000円単位です。
- 1回のチャージ額の上限は49,000円です。
- カード1枚につき50,000円まで入金できます。
- チャージ機で入金できます。
- 電子マネーの使用開始は**2019年4月1日(月)**からです。

(注) コープおおいたのお店以外ではご利用できません。

お店で使える



よくある質問

Q 有効期限はありますか？

A ポイントは、ポイント付与日の翌々年度末日となります。
失効予定のポイントはレシートでご案内します。
Cataroカード電子マネーは最後のチャージ、
またはお支払から5年間で失効となります。



Q 入金(チャージ)したお金を、
返金してもらうことはできますか？

A 一度入金(チャージ)された残高は
返金することはできません。十分、ご注意ください。



Q 家族カードは何枚まで発行できますか？

A 家族カードは1組合員につき、2枚まで発行できます。
※発行手数料として、1枚につき200円(税込)がかかります。

Q ポイントは家族カードでも
貯まったり、使えますか？

A 家族カードでもポイントが貯まり、使うことができます。
組合員本人カードと家族カードのポイントは、
組合員番号で一元管理され、累積します。

Q Cataroカード電子マネーの残高は、
家族カードでも共有できますか？

A 共有できません。
組合員本人カード・家族カード、
それぞれで残高は管理されています。
カードごとにチャージしてご利用ください。



Q 都合で生協をやめることになりました。
カードの残高はどうなりますか？

A 脱退後、Cataroカードのご利用ができなくなります。
その場合、Cataroカード電子マネーの
残高の払い戻しはできません。
脱退前に残高をご確認ください。
また、ポイント残高も失効となります。ご注意ください。

Q 盗難や紛失、磁気不良や破損した場合は
どうなりますか？

A 最寄のお店、またはコープおおいたまでお申し出ください。
(連絡先は中面に記載)

こんなカードを 待っていた!



Cataro

かたる

組合員証 + ポイントカード + 電子マネー

完全ガイド

生活協同組合コープおおいた

生活協同組合コープおおいた 電子マネー「Cataroカード」利用約款

1. 本約款目

本約款は、生活協同組合コープおおいた（以下「生協」といいます）が発行するCataroカード」に付帯する電子マネーサービス（料金前払い式決済サービス）について規定するものであり、組合員がCataroカードを使用して電子マネーサービスを利用するにあたり本約款が適用されます。尚、Cataroカード電子マネーサービスに付随または関連して生協が提供するサービスについては、本約款と併せて生協が各々に定める規程が適用されるものとします。

2. 定義

本約款において使用する用語は、以下の通り定義するものとします。

- (1) Cataroカード電子マネーとは、生協が発行するCataroカードを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) Cataroカード電子マネーサービスとは、組合員が生協に対し、物品・サービス等の商品（以下「商品等」といいます）の対価の全部または一部の支払いとして、生協所定の方法によりCataroカードにチャージされたCataroカード電子マネーを利用することで、生協から物品の購入または、サービスの提供を受けることができることをいいます。
- (3) Cataroカードとは、生協発行の前払式証票である加減算型カードで、金銭的価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金（以下「チャージ」といいます）することができ、また入金された金額をもって生協において商品等の購入または提供ができる機能を備えたものをいいます。
- (4) チャージとは、組合員が、生協所定の方法により、CataroカードにCataroカード電子マネーを加算することをいいます。
- (5) Cataroカード電子マネー残高とは、Cataroカードにチャージされ、組合員が利用することのできるCataroカード電子マネーの金額をいいます。

3. 不正使用等の禁止

- (1) 組合員は、Cataroカードにサインされた本人のみ使用できるものとし、他人への貸与はできないものとします。
- (2) 組合員は、Cataroカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

4. チャージ

- (1) 組合員は、生協所定の場所・方法にてCatoroカードに1,000円単位で繰り返しチャージすることができます。
- (2) 組合員は、1枚のCataroカードに対して残高50,000円を上限としてチャージができます。ただし、1回あたりのチャージ上限は49,000円です。

5. Cataroカード電子マネーサービスの利用

- (1) 組合員は、生協のCataroカード電子マネーサービスが利用できる店舗において商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、非課税商品（切手その他、印紙、はがき、プリペイドカード、金券類等）等、一部購入できない商品があります。
- (2) 組合員が生協のCataroカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、Cataroカード電子マネー残高から商品等の購入または提供の合計額を差し引くことにより、金銭にて商品等の購入または提供の合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) 組合員は、生協において、商品等の購入または提供を受ける場合、生協が定める方法により、現金その他の支払い方法と電子マネーを併用することができますものとして、Cataroカード電子マネー残高が商品等の購入または提供の総額に不足する場合には、その不足額を生協が定める方式により、支払うものとします。
- (4) 組合員が生協において、商品等の購入または提供を受ける場合、1取引に利用できるCataroカードの枚数は、1枚に限ります。
- (5) 組合員は、Cataroカード電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるCataroカード電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。また、Cataroカード裏面記載のURLからもCataroカード電子マネー残高を照会することができます。万一誤りがある場合には、生協に申し出るものとします。申し出がなされない場合には、組合員は、当該Cataroカード電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

6. Cataroカード電子マネー残高

- (1) Cataroカード電子マネー残高は、Cataroカード電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、カード裏面記載のURL、カード裏面のQRコードから、または本約款末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて、照会できるものとします。
- (2) 組合員は最後にCataroカード電子マネーサービスを利用した日、または最後にチャージした日から5年を経過した場合、自動的に失効し利用ができなくなります。尚、失効した際に残高が残っていても払い戻しはできないものとします。

7. Cataroカード電子マネー残高の合算

- (1) 複数のCataroカードの電子マネー残高を合算することは、できないものとします。
- (2) 組合員は、生協が認めた場合を除き、Cataroカード電子マネー残高を他のCataroカードに移行できないものとします。

8. Cataroカード電子マネーサービスの利用ができない場合

組合員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、Cataroカード電子マネーサービスを利用した商品等の購入または提供を受けること、ならびにCataroカード電子マネー残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 生協のCataroカード電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) Cataroカードの破損、または生協の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

9. 換金等の不可

生協がCataroカード電子マネーサービスを終了する場合を除きCataroカード電子マネー残高の現金の払い戻しはできないものとします。

10. 生協の脱退

- (1) 組合員は生協を所定の方法により脱退できるものとします。脱退処理後、組合員資格が喪失され、Cataroカード電子マネーサービスは利用ができなくなります。
- (2) 前項の場合、CataroカードにチャージされているCataroカード電子マネー残高の現金の払い戻しはできないものとします。脱退前にCataroカード電子マネー残高を使い切ってください。
- (3) 脱退の手続き時にはCataroカードを返却するものとします。

11. Cataroカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等

- (1) Cataroカードが再発行された場合、本人の証明を確認の上、生協所定の方法で照会されたCataroカード電子マネー残高が再発行されたCataroカード電子マネー残高に引き継がれるものとします。再発行料は磁気不良を除き、生協所定の発行料200円（税込）を支払うものとします。
- (2) 一旦、再発行した場合、いかなる事情であっても発行料の返金はできません。

12. Cataroカードの紛失・盗難等の再発行

- (1) 紛失・盗難によりCataroカードが再発行された場合、生協によるCataroカードの使用停止措置が完了した時点のCataroカード電子マネー残高が再発行されたCataroカード電子マネー残高に引き継がれるものとします。
- (2) 組合員がCataroカードの紛失・盗難等を申し出てから生協による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを組合員は了承するものとします。尚、使用停止措置が完了する前に、Cataroカード電子マネー残高を第三者により利用された場合、生協は一切の責任を負いません。
- (3) Cataroカードの再発行後、組合員が紛失・盗難によるCataroカードを発見した場合、組合員は、発見したCataroカードを返却するか、自らの責任において直ちに破棄するものとします。
- (4) 紛失・盗難によるCataroカード再発行の場合、生協所定の発行料200円（税込）を支払うものとします。また、いかなる場合でも発行料の返金はできないものとします。

13. 生協との紛議

- (1) 組合員が、Cataroカード電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、組合員と生協との間で解決するものとします。
- (2) 前項の場合においても、組合員は生協に対し、Cataroカード利用の取消し等を求めることはできないものとします。

14. 個人情報の収集・利用

組合員（本条においては、Cataroカード電子マネーサービスの申込をしようとする方を含みます）は氏名・生年月日・住所・電話番号等、組合員が加入申込時に生協に届け出た事項及びCataroカード電子マネーサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます）を、生協が別途定める「個人情報保護のための基本方針」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行なったうえで収集・利用することと同意するものとします。

15. 約款の変更

- (1) 生協は、生協所定の方法により事前に組合員に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。また、当該告知後、組合員がチャージをした場合、Cataroカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合、またはCataroカード電子マネー残高の確認をした場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- (2) 前項の告知がなされた後、組合員が脱退することなく1ヶ月が経過した場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

16. Cataroカード電子マネーサービスの終了

- (1) 生協は次のいずれかの場合には、組合員に対し事前に生協所定の方法で通知することにより、Cataroカード電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - ①社会情勢の変化
 - ②法令の改廃
 - ③その他生協のやむを得ない都合による場合
- (2) 前項の場合、組合員は法令に基づき、生協の払戻公告で定める方法により、Cataroカード電子マネー残高に相当する現金の払い戻しを生協に求めることができるものとします。ただし、生協が前項の通知を行なってから法律で定められた一定期間を経過した場合には、組合員は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

17. 制限責任

第8条に規定する場合およびその他の理由により、組合員がCataroカード電子マネーサービスを利用することができないことで当該組合員に生じた損害等について、生協はその責任を負わないものとします。（当該不利益または損害が生協の故意または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、生協はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。）

18. 通知の到着

生協が、組合員に対して通知を行なうにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、生協は組合員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

19. 業務委託

生協は、本約款に基づくCataroカード電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

20. 合意管轄裁判所

組合員は、本約款に基づく取引に関して、生協との間に紛争が生じた場合には、生協の本部所在地を管轄する簡易裁判所または、地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

ご相談窓口 Cataroカード電子マネーサービスに関するお問い合わせ、ご相談、個人情報の開示等の申し出は下記までご連絡ください。	
・コープ大分駅店 ☎097-573-5000(9:30～22:00)	・コープ下郡 ☎097-569-7200(9:30～22:00)
・コープ南大分 ☎097-543-6232(9:30～22:00)	・コープうすき ☎0972-63-1522(9:30～21:00)
・CO・OPふらいる ☎097-523-2016(9:30～22:00)	・コープつくみ ☎0972-82-1333(9:30～21:30)
・コープ別府店 ☎0977-75-9800(9:30～22:00)	・コープ本町店 ※日曜定休 ☎0978-63-4147(9:30～19:30)

 **生活協同組合コープおおいた**
〒870-0278 大分市青崎1丁目9番35号
☎097-524-0111（月～金曜日 祝祭日除く 9:00～17:30）
<http://www.oita.coop>